

社会保障審議会介護給付費分科会(第67回)議事次第

日時：平成22年8月20日(金)

午前9時から12時まで

於：全社協・灘尾ホール

議 題

1. 一部ユニット型施設に係る地方公共団体及び関係有識者からのヒアリング
2. その他

社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿

22. 7. 21現在

氏名	現職
池田省三	龍谷大学教授
石川良一	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（東京都稲城市長）
井部俊子	日本看護協会副会長
大島伸一	国立長寿医療センター総長
◎※大森 彌	東京大学名誉教授
勝田登志子	認知症の人と家族の会副代表理事
川合秀治	全国老人保健施設協会会長
※神田真秋	全国知事会社会文教常任委員会委員長（愛知県知事）
木村隆次	日本薬剤師会常務理事・日本介護支援専門員協会会長
久保田政一	日本経済団体連合会専務理事
高智英太郎	健康保険組合連合会理事（保健・医療担当）
※木間昭子	高齢社会をよくする女性の会理事
小林 剛	全国健康保険協会理事長
齊藤秀樹	全国老人クラブ連合会理事・事務局長
篠原淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
武久洋三	日本慢性期医療協会（日本療養病床協会）会長
田中 滋	慶応義塾大学大学院教授
田中雅子	日本介護福祉士会名誉会長
池主憲夫	日本歯科医師会常務理事
中田 清	全国老人福祉施設協議会会長
馬袋秀男	民間介護事業推進委員会代表委員
※藤原忠彦	全国町村会長（長野県川上村長）
三上裕司	日本医師会常任理事
村川浩一	日本社会事業大学教授
矢田立郎	兵庫県国民健康保険団体連合会理事長（神戸市長）

（敬称略、50音順）

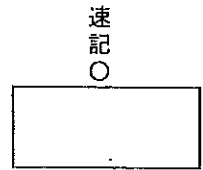
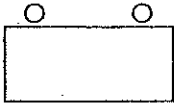
※は社会保障審議会の委員

◎は分科会長

第67回社会保障審議会介護給付費分科会

日時 平成22年8月20日(金) 9:00~12:00

場所 全社協・灘尾ホール



中 田 委 員 ○
池 主 委 員 ○
田 中 (雅) 委 員 ○
田 中 (滋) 委 員 ○
大 森 分 科 会 長 ○
池 田 委 員 ○
石 (代 理) 川 石 田 参 考 人) 員 ○

関 係 者

関 係 者

井 部 委 員 ○
(代 理 齊 藤 参 考 人)
勝 田 委 員 ○
川 合 委 員 ○
神 田 委 員 ○
(代 理 瀨 藤 参 考 人)
木 村 委 員 ○
久 保 田 委 員 ○
(代 理 藤 原 参 考 人)
高 智 委 員 ○
木 間 委 員 ○
小 林 委 員 ○
齊 藤 委 員 ○
篠 原 委 員 ○
武 久 委 員 ○
菱 川 介 護 保 険 指 導 室 長 ○

馬 袋 委 員 ○
(代 理 佐 藤 参 考 人)
藤 原 委 員 ○
三 上 委 員 ○
村 川 委 員 ○
狩 野 意 見 陳 述 人 ○
奥 沢 意 見 陳 述 人 ○
岡 田 意 見 陳 述 人 ○
立 花 意 見 陳 述 人 ○
高 見 澤 意 見 陳 述 人 ○
矢 野 意 見 陳 述 人 ○
内 藤 意 見 陳 述 人 ○
池 田 意 見 陳 述 人 ○
井 上 意 見 陳 述 人 ○
宮 崎 企 画 官 ○

○ 川 又 振 興 課 長
○ 古 川 介 護 保 険 計 画 課 長
○ 宇 都 宮 老 人 保 健 課 長
○ 宮 島 老 健 局 長
○ 金 谷 審 議 官
○ 大 澤 総 務 課 長
○ 水 津 高 齡 者 支 援 課 長
○ 千 葉 認 知 症 对 策 室 長

事 務 局

記 者 ・ 傍 聴 者

一部ユニット型施設について

(指摘事項関係)

一部ユニット型施設に係る厚生労働省と自治体とのやりとり

○従来型・ユニット型混合施設に係る厚生労働省と自治体の考え方

- 平成18年頃から、複数の地方公共団体より、多床室とユニット型施設の合築施設を整備・指定することが可能かどうか問い合わせを受けた。
- 国としては個室ユニット型の整備を推進しているが、施設の指定権限を有しているのは、地方公共団体であることから、従来型・ユニット型の合築施設の整備・指定については、最終的には地方公共団体の判断で行うことが可能である旨、厚生労働省から回答。
- 上記の回答を受け、地方公共団体としては、介護報酬については、新設の従来型・ユニット型の合築施設におけるユニット部分に対し、ユニット型の介護報酬が支払われるものと理解した。
- 従来型・ユニット型の合築施設に係る介護報酬の考え方につき、一部の地方公共団体からの照会を受け、基準の解釈通知の内容を確認する事務連絡を、本年3月24日で発出。

○「建築中」「改築」等の定義

- ・「建築中」「改修」「改築」「増築」等の定義については、通知上も限定しておらず、合理的な解釈を前提に、当該施設の指定権限を有する地方公共団体の判断による。

○平成21年5月28日の都道府県担当課長会議資料

- ・「今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている」

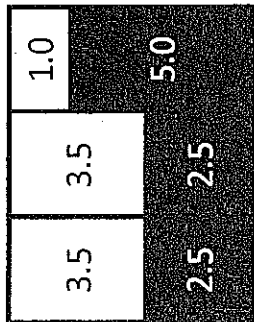
ユニット型と従来型の差異について

○介護福祉施設サービス費・ユニット型介護福祉施設サービス費

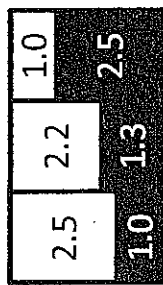
○居住費(所得段階別負担額)

	従来型個室	ユニット型	差分
要介護度1	589単位	669単位	80単位
要介護度2	660単位	740単位	80単位
要介護度3	730単位	810単位	80単位
要介護度4	801単位	881単位	80単位
要介護度5	871単位	941単位	70単位

ユニット型個室



従来型個室



1段階 2段階 3段階 1段階 2段階 3段階 単位:万円

ユニット型と従来型のケアの内容の差

①集団ケアと個別ケアの相違点

・従来型 → 集団ケア: 施設の定めるスケジュールに利用者が合わせるスタイル

・ユニット型 → 個別ケア: 利用者のライフスタイルに個別に対応

(参考)「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について 第五 9」より

職員が1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められる。

②①を反映した人員配置

・現状の介護・看護職員配置状況 → ユニット型 2:1 / 従来型 2:4:1 (平成21年「介護事業経営実態調査」より)

・介護・看護職員合わせて 昼間常時1人以上/ユニット、夜間・深夜常時1人以上/2ユニット

・ユニットケアリーダー研修受講者を各施設に2名以上配置(2ユニット以下の施設は1人でよい)

※研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは責任者を決めておくことで足りる。

(参考)介護保険法

第48条第1項より

「市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(略)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(略)について、施設介護サービス費を支給する。」

同条第2項より

「施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該施設サービス等に要する平均的な費用(略)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(略)の百分の九十に相当する額とする。」